

北海道政策評価委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号。以下「条例」という。）第18条及び第19条の規定に基づき、北海道政策評価委員会（以下「政策評価委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 政策評価委員会の会議は、会長が招集する。

2 政策評価委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 政策評価委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員会)

第3条 政策評価委員会に、次の各号に掲げる専門委員会を置き、これらの専門委員会の所掌事項は、政策評価委員会の所掌事項のうち、当該各号に定める事項とする。

(1) 基本評価等専門委員会 基本評価及び特定課題評価に関すること。

(2) 公共事業評価専門委員会 公共事業評価に関すること。

2 専門委員会に属すべき委員及び参与は、会長が指名する。

3 専門委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長及び副委員長は、当該専門委員会に属する委員が互選する。

5 委員長は、当該専門委員会の事務を掌理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 前条第2項及び第3項の規定は、専門委員会の会議に準用する。

8 第1項の規定により専門委員会が所掌する事項については、当該専門委員会の議決をもって政策評価委員会の議決とする。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

(1) 条例第4条に定める基本方針に関すること。

(2) 条例第14条第2項に規定する政策評価の制度の在り方に関すること。

(3) 条例第20条の規定により議会に提出する政策評価の結果に関すること。

(資料の提供等)

第4条 会長又は委員長は、政策評価委員会又は専門委員会の調査審議に当たり、必要があると認めるときは、当該議事に係る関係者、学識経験を有する者等に対し、資料の提供、説明の依頼その他の協力を求めることができるものとする。

(会長への委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、政策評価委員会の運営に関し必要な事項は、会長が政策評価委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

この規則は、平成22年4月1日から施行する。